

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案要綱

第一 景品類及び表示に関する規制

一 措置命令

措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行うものとする。

(第七条第三項関係)

二 課徴金

1 第八条第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、事業者が課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第八条第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができるものとする。

(第八条第四項関係)

2 事業者が、基準日（課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。）から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていない者であるときにおける第八条第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とするものとする。

イ 報告徴収等

ロ 第八条第三項の規定による資料の提出の求め

ハ 第十五条第一項の規定による通知

（第八条第五項及び第六項関係）

3 事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合には課徴金を減額するものとする措置について、金銭の交付に加えて、当該返金措置の対象となる一般消費者が承諾した場合に、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するものを交付することを可能とすること。

(第十条第一項関係)

4 課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における弁明の機会の付与の通知について、一定の事項（以下この4において「公示事項」という。）を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を消費者庁の揭示場に揭示し、又は公示事項を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うことができるものとする。

(第十五条第二項関係)

三 是正措置計画の認定等

1 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その疑いの理由となった行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、当該疑いの理由となった行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができるものとする。

イ 当該疑いの理由となった行為の概要

ロ 違反する疑いのある法令の条項

ハ 2の認定の申請をすることができる旨

(第二十六条関係)

2 1の通知を受けた者は、疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（4イにおいて「是正措置」という。）に関する計画（以下この2及び4イにおいて「是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができ、内閣総理大臣は、当該是正措置計画が、疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために十分なものであること等の要件に適合すると認めるときは、その認定をすることをとする。

(第二十七条関係)

3 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が2の認定をした場合における当該認定に係る疑いの理由となった行為については、適用しないものとする。

(第二十八条関係)

4 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当するときは、2の認定を取り消さなければならないものとする。

ること。

イ 2の認定を受けた是正措置計画に従って是正措置が実施されていないと認めるとき。

ロ 2の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

(第二十九条関係)

5 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実が既になくなっていない場合においても、その疑いの理由となった行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、当該疑いの理由となった行為をした者等に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができるものとすること。

イ 当該疑いの理由となった行為の概要

ロ 違反する疑いのあった法令の条項

ハ 6の認定の申請をすることができる旨

(第三十条関係)

6 5の通知を受けた者は、疑いの理由となった行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置(8イ

において「影響是正措置」という。) に関する計画(以下この6及び8イにおいて「影響是正措置計画」という。)を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができ、内閣総理大臣は、当該影響是正措置計画が、疑いの理由となった行為による影響を是正するために十分なものであること等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする事。

(第三十一条関係)

7 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が6の認定をした場合における当該認定に係る疑いの理由となった行為については、適用しないものとする事。

(第三十二条関係)

8 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当するときは、6の認定を取り消さなければならないものとする事。

イ 6の認定を受けた影響是正措置計画に従って影響是正措置が実施されていないと認めるとき。

ロ 6の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

(第三十三条関係)

## 第二 適格消費者団体の差止請求等

一 適格消費者団体は、事業者が現にする表示が第三十四条第一項第一号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事業者に対し、その理由を示して、当該事業者のする表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができるものとする。

(第三十五条第一項関係)

二 事業者は、一の資料に営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、一の要請に応じるよう努めなければならないものとする。

(第三十五条第二項関係)

### 第三 雑則

一 外国執行当局への情報提供に係る制度の創設

内閣総理大臣は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができるものとする。

(第四十一条関係)

二 送達に係る規定の見直し

送達に関して準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定として、同法第一百七条第一項（第

一号に係る部分に限る。)及び第三項を追加するものとする。 (第四十二条及び第四十三条関係)

### 三 公示送達

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。 (第四十四条関係)

### 第四 罰則

自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、規格その他の内容について実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき及び自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の価格その他の取引条件について実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者を誤認させるような表示をしたときについて罰則を定めるものとする。

(第四十八条関係)

## 第五 その他

その他所要の規定を整備すること。

## 第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の二四の規定は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から、二の一部の規定は公布の日から、それぞれ施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し所要の経過措置を定めるとともに、この法律の施行の状況についての検討規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から附則第八条まで関係)